５太介第61号

令和５年４月26日

市内　地域包括支援センター

　　　　指定居宅介護支援事業所

　　　　指定小規模多機能型居宅介護支援事業所

　　　　管理者　様

太宰府市長　楠田　大蔵

（介護保険課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関す

る臨時的取扱いについて（通知）

　貴職におかれましては、コロナ禍において様々な感染予防対策を講じた上で、業務にあたっていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和４年1月17日付３太介第667号「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）」により通知したところですが、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症に変更されることから、５月８日以降に調整を行うケアマネジメント業務の取扱いを、下記のとおりとします。

　今後の状況の変化に伴い取扱いを変更する場合は改めて通知します。

記

１　対応

1. 利用者に係るケアマネジメント業務は、感染症予防対策を確実に行ったうえで、運営基準に基づき対面で行うことを原則とします。　ただし、やむを得ない理由（※）がある場合に限り、本来利用者の居所を訪問して実施すべきアセスメント、サービス担当者会議及びモニタリング訪問等を代替措置（電話照会、メール、郵送、ＦＡＸ等）により行うことができることとします。

※やむを得ない理由とは、感染拡大防止の観点から利用者及びその家族の事情によるものとします。

（例）①利用者や、家族等の同居人が新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅

訪問が困難である場合

②利用者や、家族等の同居人が重症化リスクの高い基礎疾患を有する場合③入所施設で入所者や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、施設への立入りが困難である場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等

（２）代替措置によりケアマネジメント業務を行う場合は、他事業者のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を記録しておいてください。

（３）職員や利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合に備え、引き続き利用者のサービス提供や支援に係る緊急対応方法を把握しておくほか、業務調整等について事業所内で周知しておいてください。

２　留意事項

（１）本取扱いは太宰府市の被保険者を対象としますが、事業所の所在地または利用者の保険者から別に通知が発出されている場合は、その対応でも可能とします。

＜問い合わせ先＞

太宰府市介護保険課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 介護保険係

TEL　092-921-2121

内線　370・371・372